

神崎市告示第 83 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和 6 年 5 月 17 日から 2 週間、神崎市産業建設部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 17 日

公共下水道管理者

神崎市長 實松 尊徳

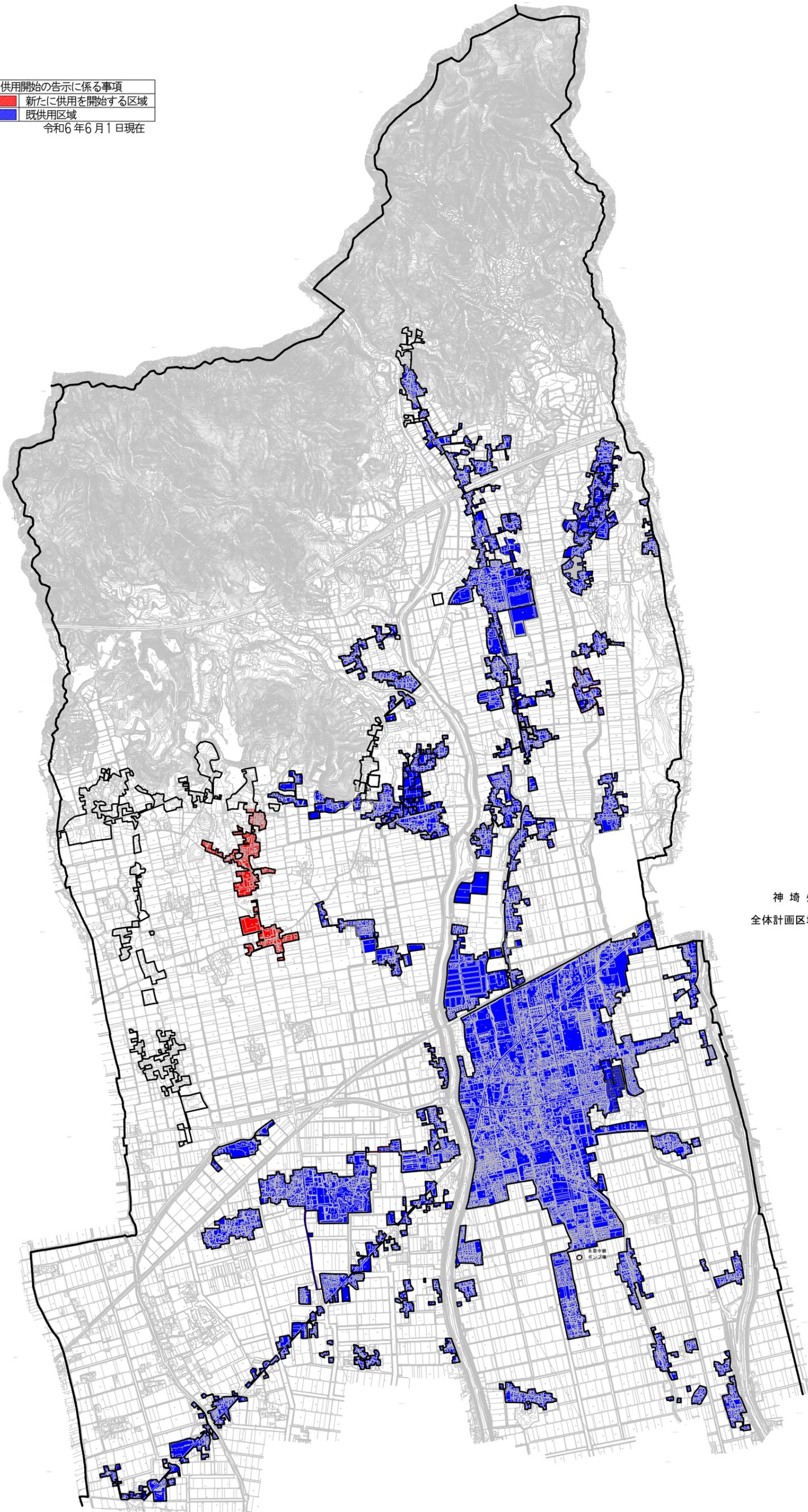
記

- 1 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和 6 年 6 月 1 日
- 2 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
神崎市神崎町竹字一ノ割、二ノ割、三ノ割、四ノ割
境、野寄 地内
神崎町尾崎字土生、森ノ木、唐香原、原ノ前 地内
各字の一部
- 3 新たに供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 4 下水を処理する施設の位置及び名称
神崎市神崎町永歌字大一本松 806 番 1
神崎浄化センター
- 5 新たに供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

供用開始の告示に係る事項

■ 新たに供用を開始する区域
■ 既供用区域

令和6年6月1日現在



神 崎 処 理 区
 全体計画区域 約496ha

図 番	名 称
1	神崎市公共下水道事業 事業計画
1	下水道計画一般平面図(汚水)
縮 尺	1/10,000
神 崎 市	